

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		自立支援教育訓練給付金の支給
根拠法令及び条項		母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第27条、第31条の9
所管部課係名		こども未来部こども安全課こども家庭相談係
審査基準	審	新座市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱 第2条、第3条、第4条
	査	(対象者) 市内に住所を有するひとり親家庭の父又は母であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について(平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく母子・父子自立支援プログラム(第6条第1項第2号及び第8条第1項第2号において「母子・父子自立支援プログラム」という。)の策定等の支援を受けている者であること。 (2) 給付金の支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況、労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること。 (3) 給付金の支給を受けたことがないこと。
	基準 (未設定の場合はその理由)	(対象講座) 給付金の支給の対象となる教育訓練講座(以下「対象講座」という。)は、次に掲げる講座とする。 (1) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金(次条第1号及び第3号並びに第8条第6号において「一般教育訓練給付金」という。)の指定教育訓練講座及びこれに準じる講座として市長が適当と認める講座 (2) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金(次条第1号及び第3号並びに第8条第6号において「特定一般教育訓練給付金」という。)の指定教育訓練講座及びこれに準じる講座として市長が適当と認める講座(専門資格の取得を目的とする講座に限る。) (3) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金(次条第2号及び第3号並びに第8条第6号において「専門実践教育訓練給付金」という。)の指定教育訓練講座及びこれに準じる講座として市長が適当と認める講座(専門資格の取得を目的とする講座に限る。)
基準		

		(支給額) 給付金の額は、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 受講開始日現在において一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない支給対象者 当該支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の額に100分の60を乗じて得た額。ただし、その額が、20万円を超える場合は20万円とし、12,000円を超えない場合は支給しない。 (2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない支給対象者 当該支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の額に100分の60を乗じて得た額。ただし、その額が、修学年数に20万円を乗じて得た額を超える場合は修学年数に20万円を乗じて得た額又は80万円のうちいずれか低い額とし、12,000円を超えない場合は支給しない。 (3) 前2号に掲げる者以外の支給対象者 前2号に定める額から雇用保険法第60条の2第4項の規定により当該支給対象者が支給を受けた一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の額を差し引いた額。ただし、その額が12,000円を超えない場合は支給しない。
	参 考 事 項	審査基準（対象者）の変更
	設 定 等 年 月 日	平成27年4月1日設定（令和7年7月1日最終変更）
標準 処理 期間	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	未設定 （事案ごとの裁量が大きく、調査等に時間を要するため、一律に標準処理期間を設定することが困難である。）
	設 定 等 年 月 日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）